

職業安定分科会(第 226 回)	資料 1
令和8年8月 20 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

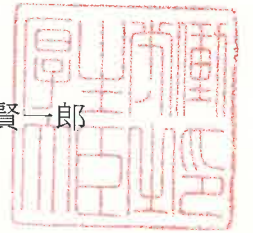
厚生労働省発職 0820 第 2 号

令和 8 年 8 月 20 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 雇用調整助成金について、令和八年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、令和八年熊本地震に際し熊本県の区域内に所在する事業所における休業等（対象期間の初日が令和八年七月二十八日から起算して六月が経過する日までの間にあるものに限る）に係る助成率について、休業等の日数に対する教育訓練の実施日数の割合が十分の一未満のものに適用する助成率の規定を適用しないものとする。
- 2 この省令は、公布の日から施行し、1の特例措置は、令和八年七月二十八日以降に開始した休業等について適用する。